

●●第2節●●

学校教育と社会教育の意味を問い合わせる

——「地域立学校」を支える教育ガバナンス——

朝岡幸彦

1. 「市民立学校」への模索と可能性

志木市の「地域立学校」構想では、それが「地域の中にある学校」「地域密着型の学校」を志向するものであり、子どもの発達段階を考慮した活動エリア（地域）に税金を使って町の重要な共有財産として立てられた（立）、善良なる市民との連携・信頼関係に基づく児童生徒の学び舎（学校）であると説明されている。ここには、いったい「学校は誰のものなのか」というさらに踏み込んだ問い合わせが必要である。たしかに国公立学校が国や自治体がもつ公権力によって規制され、徴収された税金でつくられている以上、国や自治体等の行政のものであるという見方もできる。たとえば、P.フレイレやI.イリイチは、（公）教育が社会（もしくは権力）によって生み出されたものであり、その本質的な機能が社会（もしくは権力）の維持にあるとさえ主張している。⁽¹⁾

しかし、「地域立学校」では、それが「地域共有財産」である以上、行政のもの（専有物）であるとは考えられていない。理論的には教育権が誰に帰属するものなのかという問題にかかっており、国家（行政）、子ども（学習者）、親（親権）、教師（実践者）の四者の教育権が問われることになる。「地域立学校」は、堀尾輝久が「精神の自由を根幹とする教育は人権の根幹をなすものであり、国家が介入すべきではない」という意味において私事である。同時に、学習と教育への権利は、一人ひとりの人権であるとともにみんなの共同のもの

として組織され、私事は公事へ、つまり、Common and Publicなものとして開かれていく」と説明する教育権に依拠してはじめて成り立つものであろう。こうした社会（もしくは権力）との緊張関係と市民の共同なしには、学校が地域の共有財産となることができないことがわかる。そして、そこで生まれる市民の力が「教育ガバナンス」⁽³⁾であり、それに依拠した「市民の、市民による、市民のための学校」＝「市民立学校」が育まれていくことを意味している。

「市民立学校」として「地域立学校」を構想するためには、「学校教育の公共性を誰が担うのか」「戦後公教育制度の原点と変貌をどう総括するのか」「自治の主体である市民が学校教育にどのような責任を果たすのか」などの基「自治の主体である市民が学校教育にどのような責任を果たすのか」などの基本的な問題に対する問い合わせが必要である。もちろん、地域（自治体）再編政策が自治体合併等による公立学校と地域の分断、学校運営への市民（住民）参画の可能性の縮小であることを考えれば、公立学校のあり方に多大な影響を与えることがわかる。1960年代から70年代にかけて市町村合併の後に長期にわたる学校統廃合が全国的に続いて、全国の集落から多くの小学校が消滅したことも事実である。⁽⁴⁾他方で、現在、自治体による学校教育改革の試みの中で、学校を地域の拠点として見直そうとする気運が高まっている。志木市では志木小学校を公民館・図書館との共用部分をもつ複合施設（いわば遊学館）として建設し、これまで取り組んできた自治体発教育改革の拠点として機能させようとしている。こうした動きを「地域開放型学校づくり」と呼ぶことできる。このように学校は地域の拠点施設として大きな役割を果たしていくことができる。たばかりか、新しいまちづくり運動の拠点としても注目されはじめている。⁽⁵⁾

しかしながら、「市民立学校」を目指す地域開放型学校づくりはまだ模索の段階にある。こうした試みの中で新潟県聖籠町立聖籠中学校、千葉県習志野市立秋津小学校、埼玉県鶴ヶ島市教育委員会の取り組みには注目すべきものがある。これら三つの地域の実践には、①市民自身が学校について語り、学び合い、新たな可能性を共有すること、②学校の諸資源を享受

し、学校を支援する市民および市民組織が存在すること、③学校づくりの土台にまちづくりを据える自治体行政が存在すること、などの共通性が見られると指摘されている。⁽⁶⁾各地の地域開放型学校づくりの中にあって新潟県聖籠町立聖籠中学校の特徴は、地域にあった二つの公立中学校を統合する過程の中で学校づくりを地域住民の創意と工夫に徹底的に依拠した統合中学校建設委員会の取り組みと、父母以外の住民にも開放された「みらいのたね」の活動にみることができる。

2. 地域開放型学校づくりを支える市民の参画

(1) 「市民立学校」への模索——聖籠中学校を例にして

聖籠町では聖籠統合中学校の誕生によって、「市民立学校」への模索の可能性が生まれた。子どもたちの学習の可能性を広げる、教科センター方式をはじめとした新しい教育システムの導入があり、「統合中学校を育てる会」や「みらいのたね」のような地域住民による学校づくりへの参画がある。ここに聖籠中学校を支える地域の教育力の大きな源泉をみることができる。施設としての中学校の完成は、この地域の教育力に依拠した教育実践のいっそうの充実を求めている。聖籠中学校を子どもたちの学習の場としてとらえるだけでなく、「自分たちがやりたいことを楽しむ場」として位置づける「みらいのたね」の発想は、子どもとともに育ちあう共育の場としての学校の可能性を示すものであると言える。ここでは大人の成長の場としての学校の意味があらためてとらえ返され、多くのPTAが陥る学校の「お手伝い」という受動的な役割を主体的に乗り越える可能性をもっている。

統合中学校の開校にあたって、「統合中学校を育てる会」は町民としての学校への思いをひとつの形にしたいという理由から聖籠中学校内の「町民ホームベース（地域交流棟）」に事務局を置き、「せいろう共育ひろば『みらいのたね』」に改組された。主婦、農家、サラリーマン、役場職員など、さまざまな

職種の町民や卒業生が会員になっている。写真6-2 町民ホームベース（地域交流棟）
その人たちの思いが「みらいのたねの目的」に反映している。とはいえ、いろいろな目的をもってくる人がおり、目指すところは必ずしも同じとはいえないが、子どもたちとかかわることで、聖籠中学校を盛り立てようという思いがあつて集まっている。「みらいのたね」には、事務局と「森チーム」「イベントチーム」「どんぐりたい」「みらいのたねジュニア」の四つの組織がある。「みらいのたね」に会費はなく、入会手続きするだけという気安さが会員を増やした。町教育委員会が毎月発行する『社会教育だより』にスペースをもらって、「町民ホームベース」から見える子どもたちの様子を書き、小さな子どもをかかえた母親たちには、あそこに行くとおもちゃがあって遊ばせられるなどの口コミで広がっている。「森チーム」は学校敷地内のビオトープ=憩いの「森」をつくることを目的とする。「イベントチーム」はPTAや生徒会との共催で開校記念「学校誕生祭」を企画し、教材園の野菜や校庭や梅で作った梅干などの収穫祭、クリスマスコンサートや川柳句会などにも取り組んだ。

「みらいのたね」の拠点である町民ホームベース（地域交流棟）の日常的な管理ボランティアが、「どんぐりたい」と呼ばれる若い母親たち中心のグループである。「どんぐりたい」がいるために外からいろんな人が入ってきやすく、「常にここにくれば誰かがいる」という雰囲気が子どもたちを呼び寄せる。ここは評価されない空間であり、スタッフの中には中学生を知りたいという人が多くいるため、子どもたちにとっても話しやすい雰囲気をもつ。聖籠中学校がホームルームのない教科センター方式という新しい教育システムを採用したことで、子どもたちには自分の机やイスがなくなったものの、代わりに話し相手や自分の居場所を求めてここにくる。



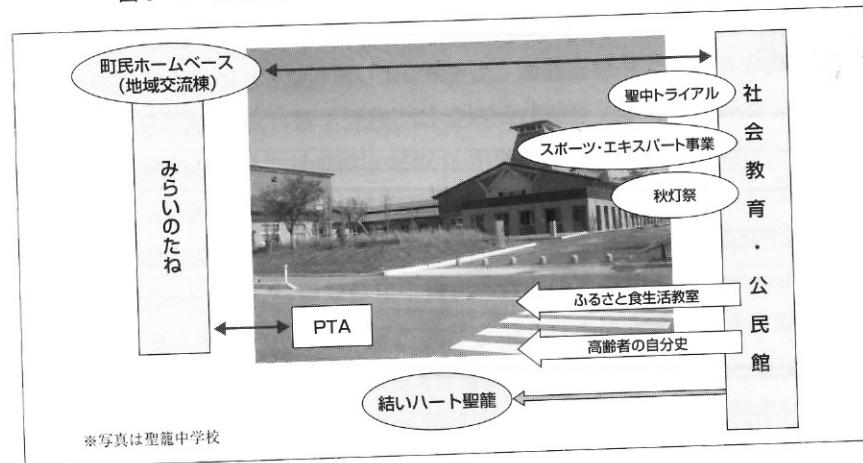
一方、学習支援ボランティアと「みらいのたね」を含む学校支援ボランティアとの関係が問題になりはじめている。とりわけ、「どんぐりたい」のように日常的な居場所づくりを主とするボランティアと、学習支援だけやりたいと思っているボランティアとの意識のズレが大きいにもかかわらず、学習支援ボランティアに登録した人は、同時に「みらいのたね」にも登録するというシステムが混乱を引き起こしている。「みらいのたね」のメンバーはまだ自分たちがやりたいことを楽しむというところまでいっていないと感じ、いろいろな行事の「お手伝い」に追われているとの思いが強い。NPO法人化の可能性も含めて、「みらいのたね」がどう発展するのか模索が続いている。

(2) 聖籠中学校と社会教育行政の連携

しかし、「市民立学校」への模索は、それを支援する社会教育行政の積極的役割を抜きに語ることはできない。聖籠中学校と社会教育行政の連携は、①「聖中トライアル」と呼ばれる職場体験活動（インターンシップ）、②「スポーツ・エキスパート事業」と呼ばれるスポーツ活動指導者の派遣事業、③学校行事や学校関係者による社会教育施設の使用、として進められている。このほかに、移動図書館車を中学校に派遣したり、聖籠中学校に入る子どもたちが仲良くなる機会をつくろうと、社会教育課が小学校6年生を対象にした事業（キャンプ）などにも取り組んでいる。こうした活動の積み上げを基に、学校の教師集団と社会教育課との関係も次第に変化し、学校の教師が社会教育に積極的に協力するケースがでてきている。しかし、聖籠中学校の教科センター方式では、限られた教師との接触しかもてないという限界もある。社会教育課が学校に入っていければ、もっと学校は変えられると社会教育関係者は感じている。

また、社会教育課と「みらいのたね」のかかわりも、情報提供や広報への掲示などの限られたものにとどまっている。基本的な窓口が学校教育課になっているため、必要なときに適切な支援ができないという状況を開拓するた

図6-1 聖籠中学校を核とした学校一社会教育一市民の新しい連携



めに、「みらいのたね」を社会教育関係団体として支援していくことも考えられる。社会教育課が所管する青少年育成聖籠町民会議の育成委員の活動とも繋がる。社会教育課が配置する複合施設である「結いハート聖籠」（旧聖籠中学校舎）での多様な実践の可能性を広げつつある。「結いハート聖籠」は公民館分館であるとともに、知的障害者の作業所やシルバー人材センター、不登校の子どものための多様な施設を複合施設である。こうした新たな社会教育の可能性を聖籠中学校の教育実践にどう生かしていくのか、その蓄積と積極的な役割が見直されなければならない。まさに聖籠町の社会教育行政が「結いハート聖籠」を軸に新しい地域学習の輪を広げつつある。こうした力が学校一社会教育一市民の新しい連携の模索として進められることが強く望まれている。

(3) 市民参画の場としての公民館の可能性

聖籠中学校における市民ホームベースが公民館ではないように、志木小学校のいろいろ遊学館も厳密な意味での公民館ではない。公民館とは社会教育法

第5章（第20条～第41条）に規定されている教育機関であり、目的・設置者・事業・運営方法・職員・公民館運営審議会などについて詳細に定められたものである。こうした公民館（図書館および博物館も）に関する法的な規程を自由な運用を妨げる「規制」とみなして適用を避けるのか、それとも教育機関として最低限実現すべき「基準」とみなすのかで大きく対応が異ならざるを得ない。町民ホームベースやいろは遊学館が公民館ではなく、「公民館類似施設」（社会教育法第42条）であることで市民参画の場としての自由度を大きくする一方で、その時々の市政の方針や財政状況によっていくらでも行政支援を減らすことのできるお手軽な手段であってはならない。とりわけ、公民館に配置されるべき専門職員（館長および主事等）が果たしている役割や公民館運営審議会などの市民参画のシステムからも慎重に議論されなければならない。

3. 学社融合の思想としての教育ガバナンス

学校教育と社会教育との連携は、一般に考えられているほど簡単ではない。それは学校という近代教育システム（社会的装置）がもつ排他性や教育行政を含む官僚的な行政システムが二つの教育領域の提携を妨げているという現実的な困難さだけを指すものではなく、「学社連携」を支える理論的な問題の整理が不十分な現状に根ざしているともいえる。たとえば、学校教育や社会教育と並ぶ教育領域である「家庭教育」について、教育基本法第7条は「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」と規定することで、家庭教育が社会教育に含まれるものであることを明示している。ところが、2001年の改正で社会教育法第3条の第2項として「国及び地方公共団体は、前項の任務を行うにあたっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の

向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする」が付け加えられることによって、家庭教育を社会教育とは異なる領域として規定した。また、教育基本法（第7条）が国民の自由に営まれる家庭教育への国や地方公共団体の奨励義務をうたっているのに対して、社会教育法（第3条2項）が「家庭教育の向上に資する」べく行政が家庭教育のあり方を方向付けるような規定になっていることも法的な整合性の問題としてとらえられている。⁽⁸⁾こうした法的な位置づけの矛盾が、学校教育と社会教育の連携を積極的に規定した法改正の意味を失わせかねない。

いまや、学校教育と社会教育とがそれぞれの本質と役割を明確にした上で両者の活動の重なり合いを重視する「学社融合」の段階に入りつつある中で、あらためて社会教育という領域の本質が再び確認されなければならない。社会教育法制制定時に大きな役割を担った寺中作雄が、社会教育は「国民の自己教育であり、相互教育であり、自由と機動性を本質とする」と述べたことから⁽⁹⁾戦後日本の社会教育の本質が「自己教育」であるとする説がある。この背景には、P.ナトルプなど戦前ドイツの社会的教育学（Sozialpädagogik）の影響があり、学校が社会から遊離してきていたことへの批判として「自由な自己教育」のために学校のみならず家庭や社会生活を含めた教育の改革が必要であるとする思想が含まれている。つまり、自己教育や相互教育を本質とする社会教育（不定形教育・非定型教育）と定型教育を特徴とする学校教育とがどのように提携・融合されるべきなのか、という整理なしに学社融合を進めることはできないのである。

まさに「市民立学校」を支える市民による教育ガバナンスが、学社融合の思想として位置づく必要がここにある。志木市における「地域立学校」構想の積極性は、戦後日本の社会教育と学校教育の意味を積極的に問い合わせることによってはじめて新しい教育改革の実をあげうるものである。それは、すべての市民・子どもが憲法・教育基本法にあらわされた「正義」を主体的にとらえ直し、社会において「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を互

いに保障しあい、積極的に社会参画する中で国家や自治体が果たすべき役割を模索することである。そのためには、「学ぶ権利」という視点から市民・子どもによる自治・参画のあり方があらためて位置づけ直される必要性がある。その中で、教育基本法第7条（社会教育）の視点から教育基本法全体をとらえ直すこと（島田修一）や教育基本法前文にある「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」に含まれる「まつ」ことの意味（朝倉征夫）が問われる所以であり、「教育の自立性」や「教育の自由」にあらわされてきた教育行政の独自性を、市民・子どもの視点でとらえ直すことが求められている。

[注]

- (1) L.イリイチ・P.フレイレ（角南和宏訳）『対話—教育を超えて』野草社、1980年。
- (2) 日本子どもを守る会『子ども白書 2003年版』（草土文化、2003年）から引用したが、堀尾輝久『現代教育の思想と構造』（岩波書店、1971年）に詳しい。
- (3) 「教育ガバナンス」とは「教育への市民参加と教育の自治」であると考えられている。統治行為（ガバメント）で一般的に用いられる多数決などの決定原理の対象として教育がなじまないと理由から、子ども・保護者・市民が自由に参加し、教師と学校の自治と自由の上に自主的な学校運営（ガバナンス）を創り出すことが意図されている。
- (4) 『月刊社会教育』国土社、2003年6月号。
- (5) 2001年度地域参画型居住推進方策検討調査会『学校・住まい・通楽路フォーラム報告書』2002年。
- (6) 池上洋通・荒井文昭・安藤聰彦・朝岡幸彦編『市民立学校をつくる教育ガバナンス』大月書店、2005年。
- (7) 手島勇平・坂口真生・玉井康之編『学校という“まち”が創る学び』ぎょうせい、2003年。
- (8) 社会教育推進全国協議会編『社会教育法を読む』2003年。
- (9) 鈴木敏正『教育学をひらく』青木書店、2003年。

文献ガイド ▶▶ 地域開放型学校づくりについて

地域開放型学校づくりの事例は、まだ決して多いとはいえない。池上洋通ほか編『市民立学校をつくる教育ガバナンス』（大月書店、2005年）で紹介されている、千

葉県習志野市秋津小学校「秋津コミュニティ」や新潟県聖籠町聖籠中学校などが典型的な実践である。秋津コミュニティについては、岸裕司『学校を基礎にお父さんのまちづくり』（太郎次郎社、1999年）や同『『地域暮らし』宣言—学校はコミュニティ・アート！』（太郎次郎社、2003年）、同『中高年パワーが学校とまちをつくる』（岩波書店、2005年）などにまとめられている。聖籠中学校については、手島勇平ほか編『学校という“まち”が創る学び』（ぎょうせい、2003年）に詳しい。

地域開放型学校づくりを支えるものとして、「学社連携」および「学社融合」と呼ばれる考え方がある。たとえば、降旗信一・朝岡幸彦編『自然体験学習論』（高文堂、2006年）では、以下のように説明されている。

学社連携の「学」は学校教育を、「社」は社会教育を表し、学校・家庭・地域社会を結びつけるための学校教育と社会教育の連携を意味する。家庭・地域社会や、それを取り巻く社会環境が変化するにつれて、子どもの教育の場であると同時に子どもの生活の場でもある学校の役割は増大した。また実際の生活の場である地域社会の教育的機能もますます必須となり、重要性を増した。しかし実際の学校と地域の壁は厚く、「学校は敷居が高い」という言葉にみられるように、相互の関係性は希薄であった。そこで現れたのが学社連携という考え方であり、地域の教育資源の活用や、地域住民に対する学校施設の開放といった形で実践されてきている。

他方で、学社融合とは、学・社が、それぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一となって子どもたちの教育に取り組んでいくとする考え方であり、学社連携の体となつて子どもたちの教育に取り組んでいくとする考え方であり、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる。これまでの学社連携は、連携を進める前提としての学校教育と社会教育との役割の区分ばかりが論議されたため、なかなか連携・協力が進められていなかったが、学社融合は学校のカバーする教育活動と社会教育における活動とは部分的に重なるということを前提として、その重なった融合部分の活動をどのように充実させていくかを考えていくこうとするものとして、1990年代半ばから政策に組み込まれてきている。